

筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター・茨城県厚生連総合病院水戸協同病院医局同門  
会規約

第1条（名称） 本会を筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター・茨城県厚生連総合病院水戸協同病院医局同門会と称する。

第2条（目的） 本会は、会員相互の学術交流と向上、および会員間の親睦をはかること、当院にて研修を行った医師を生涯にわたりフォローすることを目的とする。

第3条（会員） 会員は、筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター・茨城県厚生連総合病院水戸協同病院医局に6か月以上在籍した者もしくは3か月以上の在籍者のうちの希望者とする。退会を希望するものは、会長に申し出ることとする。ただし、水戸協同病院・筑波大学附属病院水戸地域医療教育センタープログラムを修了した者は第2条の目的から原則退会は認められない。

第4条（役員） 本会の活動に必要な会長および会計幹事1名を置く。  
会長は会員の互選により選出する。  
会計幹事は会長が推薦し、総会が承認する。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条（その他）

その1 事務局を筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター・茨城県厚生連総合病院水戸協同病院医局に置く。

その2 本会の活動として、年1回の同門会総会、および必要に応じて臨時総会を行う。同門会総会の幹事は医局長が任命した医師が行う。

その3 本会は、在籍会員の参加費および寄付等により運営する。なお、当分の間弾力的に運営する。

その4 3年に1度を目安に会員の所属先の調査を行い、フォロー体制を整える。調査は臨床研修事務担当者が行い、個人情報の保管管理をする。

その5 所属先リストは第2条の目的に利用し、他の目的には利用しない。

第6条（改正） 本規約の改正は、総会の承認を得て行う。

第7条（成立） 本規約は2021年3月9日から発効するものとする。